



文部科学省における消費者教育の取組について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者教育の推進に関する文部科学省の施策について

文部科学省では、「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等に基づき、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら学校教育、社会教育を通じて消費者教育の充実に努めているところ。

小学校・中学校・高等学校

学習指導要領の充実

中央教育審議会答申（H28.12.21）を踏まえ、関連する各教科等（社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、内容を更に充実

○小学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科）

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること

（家庭科）

- ・買物の仕組みや消費者の役割がわかり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること

○中学校学習指導要領の改訂（平成29年3月31日公示）【主な充実部分】

（社会科〔公民的分野〕）

- ・個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- ・クレジットなどの三者間契約についても扱うこと

○高等学校学習指導要領の改訂（平成30年3月30日公示）【主な充実部分】

（公民科〔公共〕）

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任

（家庭科〔家庭基礎〕）

- ・契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・責任ある消費について考察し、工夫すること

大学等

○学生に対する消費者教育等の実施

- ・各大学の自主的・自律的な判断による消費者教育に関する授業科目等の開設等
- ・ガイダンスや学生相談等において消費者トラブルやその対処方法について啓発

○消費者被害防止に関する通知

- ・消費者庁や国民生活センター等が把握する消費者トラブル事例等について、各大学等に通知

○各種会議等での普及・啓発

- ・消費者基本計画等を踏まえ、消費者教育の推進等の積極的な取組について、学生支援、教務の担当者が集まる会議で周知等を実施

○取組の普及・啓発

- ・消費者教育に関する取組状況調査を実施し、先進事例を普及・啓発

生涯学習・社会教育

○連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

- ・多様な主体の連携・協働体制による消費者教育推進のための実践モデルを作成

○消費者教育アドバイザーの派遣

- ・全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣

○消費者教育フェスタによる普及・啓発

- ・文部科学省、モデル事業実践者等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として開催

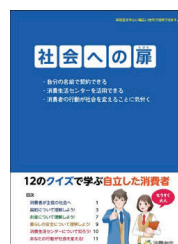
○大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し

- ・社会の変化に対応した指針の見直しを実施 等

○指導者用啓発資料の活用・促進

- ・文部科学省で作成した指導者用啓発資料について、学校の授業や地域の活動での活用を促進

【文部科学省作成】
指導者用啓発資料
「これならできる！消費者教育
自立した消費者を育成するための
主体的な学び ヒント＆事例集」



【消費者庁作成】
消費者教育教材
「社会への扉」

1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえた消費者教育に関する内容の充実について全国の大学等に周知したところ（令和5年3月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

2. 現職教員研修について

- 消費者庁作成した高校生向け消費者教材資料「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促すに当たり、（独）教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地点: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

掲載日: 令和5年10月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育: 校内研修シリーズ No.133

消費者教育（鳴門教育大学 教授 坂本有芳）: 校内研修シリーズ No.133
校内研修シリーズ

消費者教育

鳴門教育大学
教授
坂本 有芳

見る YouTube



大学等における消費者教育の推進

1. 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の改訂

- 文部科学省の消費者教育推進委員会において取りまとめた「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」等を通じて、大学等における消費者教育の推進を促している（平成30年7月）。

2. 入学ガイダンス時の啓発

- 消費者庁と連携し、消費者ホットライン188の周知を始め、消費者トラブルへの注意を促す資料（リーフレット）を作成。4月の入学ガイダンス時に活用されるよう、各大学等に提供している。

- 95.3%の大学等で消費者問題について学生に対して啓発・情報提供を行っている（令和3年度）

3. 学生が主体となった取組事例の展開

- 学生が主体となった消費者教育の取組の実践例を収集するとともに、好事例について情報発信を行っている。

4. 学生支援や教務担当教職員が集まる会議での周知・啓発

- 上記1.の指針等をふまえ、消費者教育の推進等の積極的な取組について各種会議で周知・啓発を行っている。（年間15回程度実施）

これらの啓発、情報提供や相談窓口のほかに、大学等における講義やゼミ、公開講座等による学生への消費者教育に関する取組を推進しています。

大学等及び社会教育における消費者教育の指針（平成30年7月10日改訂） 大学等における消費者教育に関する部分（概要）

＜大学等における消費者教育の取組の方向性＞

（1）大学等における消費者教育の内容及び方法

（ア）啓発・相談

- 成年年齢引下げを踏まえ、入学生への事前説明会や入学時のガイダンス等、早期の段階での啓発
- 消費者団体、消費生活センター、弁護士等外部人材との連携
- 学内の相談先に加え、地域の消費生活センター、消費者ホットライン（188）の紹介等のフォロー体制の周知
- 短時間で学習できる動画教材の活用
- メールやSNS等を活用した効果的な情報提供

（イ）教育・研究

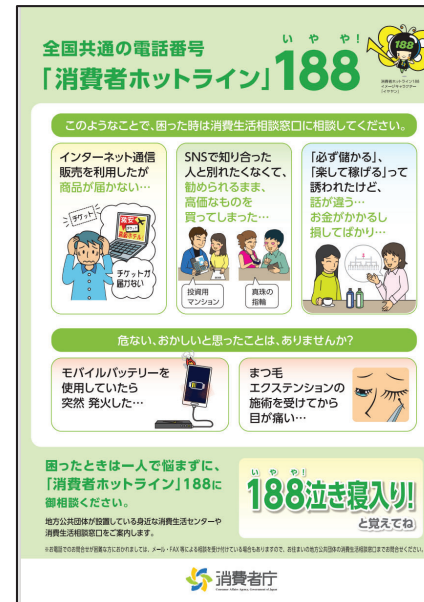
- 特に教員養成課程における消費者教育の充実に向け、関係主体による連携・協働の下での検討
- 様々な分野の教育へ「消費者の視点」を取り入れることによる自立した消費者及び職業人の育成

（ウ）地域貢献

- 地域の消費生活センターや消費者行政部局等との連携・協働による、地域住民等対象のセミナーや公開講座等の実施

（エ）サークル・自主活動

- 消費生活に関わる学生のサークル・自主活動等の紹介等による啓発や支援



全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」188

このようなことで、困った時は消費生活相談窓口にご相談ください。

- インターネット通信販売を利用したが商品が届かない…
- SNSで知り合った人と別れたくなくて、勧められるまま、高価なものを買ってしまった…
- 「必ず儲かる」、「楽して稼げる」って誘われたけど、話が違ったり、お金がかかるし損してばかり…

危険！、おかしいと思ったことは、ありませんか？

- モバイルバッテリーを使用していたら突然発火した…
- まつ毛エクステンションの施術を受けてから目が痛い…

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188に相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

188泣き寝入り！と覚えてね

消費者庁



「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

188を押す

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

郵便番号が分かる 郵便番号が分からない

1を押す 2を押す

「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

「お住まいの地域を選択してください。〇〇市は①を、〇〇市は②を…押してください。」

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。この通話は、〇〇秒ごとに、およそ〇〇円の通話料金で御利用いただけます。」

※窓口が閉所していない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます

「注」相談窓口へつなげた時点から、通話料金の御負担が発生します（相談は無料です）。携帯電話の通話料金定額サービス等でも別途ナビゲーション料が発生します。相談窓口へ繋がらなかった場合は、最寄りの消費生活センターなどへご案内します。

最寄りの消費生活センター等

市区町村の窓口が閉所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

操作が分からなくなってしまうと…

どのように操作すれば良いのかわからなくなってしまうと、しばらくそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどへご案内します。

消費者庁

■趣 旨

文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成24年施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、同法により閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が示されています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

■対 象

教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等

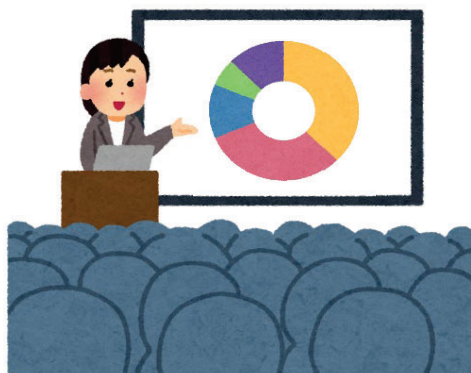
■令和5年度開催予定

近江八幡市会場：令和6年2月1日（木）

島根会場：令和6年2月10日（土）

※ オンラインと現地の併用で開催

○好事例の共有



○関係機関との連携促進



消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・
授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・
学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・
消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係

電話 03-5253-4111(2260)

メール consumer@mext.go.jp